

建築物などの解体・補修時には 石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。(大気汚染防止法第18条の15第6項)

事前調査結果の報告は原則として、 石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。

※事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。
石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。



石綿事前調査結果
報告システム

システム操作に関するお問い合わせ

HP : <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

電話 : 050-2018-0061 (ヘルプデスク)

【受付時間】9:00~12:00及び13:00~17:00 (土日祝除く)

石綿事前調査結果報告システムの利用には、 「gBizID」への登録が必要です。

※「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。
※「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。



gBizID

gBizIDについてのお問い合わせ

HP : <https://gbiz-id.go.jp>

電話 : 0570-023-797 (ヘルプデスク)

【受付時間】9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

大気汚染防止法に基づく解体等工事における手続きの概要については奈良県HP「大気汚染防止法(アスベスト:特定粉じん排出等作業)」(<https://www.pref.nara.jp/59952.htm>)をご覧ください。

奈良県 大気汚染防止法 アスベスト



奈良県HP

※石綿障害予防規則に関することは
工事現場市町村を所管する労働基準監督署へ
お問い合わせください

事前調査結果の報告が必要な工事

- ①建築物を解体する作業を伴う建設工事※1であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ②建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※1であって、当該作業の請負代金の合計額※2が100万円以上であるもの
- ③工作物※3を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※1であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

※上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

- ※1 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。また、事前調査の対象である「建築物等の解体・改修作業」に該当しないと整理されているものについては、下記通知をご参照ください
- ・令和2年8月4日付け基発0804第2号厚生労働省労働基準局長通知「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」
 - ・令和2年11月30日付け環水大大発第 2011301 号環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」
- ※2 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。
- ※3 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等※4に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】※5

- ①一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ②特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）※6

- ※4 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。
- ※5 調査を適切に行うために**必要な知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者等）による事前調査実施の義務付けは、令和5年10月1日以降に着手する建設工事について適用されます。**よって、令和5年9月30日以前に事前調査を実施していても、建設工事への着手が令和5年10月1日以降である場合は、建築物石綿含有建材調査者による事前調査実施の義務付けの規定が適用されます。令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望まれます。
- ※6 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「**建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）**」をご参照ください。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

